

# 令和5年度補助金一覧(1)

更新日2024.1.16

事業再構築補助金					省エネルギー投資促進支援事業補助金										
概要	新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの費用を支援。									S I I が予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、S I I が補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業		(C)に加えて、S I I に登録されたエナマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、S I I に登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業			
予算	6,123億円(令和3年度補正予算)／1,000億円(令和4年度予備費予算額)／5,800億円(令和4年度補正予算)									(1次公募予算) (すべての事業区分を合わせて)約130億円					
申請窓口	中小企業基盤整備機構、パソナ									SII(環境共創イニシアチブ)					
申請類型	成長枠	最低賃金枠	物価高騰対策・回復・再生応援枠	産業構造転換枠	グリーン成長枠 エントリー      スタンダード		卒業促進枠 (成長枠・グリーン成長枠のみ対象)	大規模賃金引上促進枠 (成長枠・グリーン成長枠のみ対象)	サブライチエーション強化枠 (第1回での公募無し)		C. 指定設備導入事業	D. エネルギー需要最適化対策事業			
補助金額	【従業員数20人以下】 100~2,000万円 【従業員21~50人】 100~4,000万円 【従業員51~100人】 100~5,000万円 【従業員101人以上】 100~7,000万円	【従業員数5人以下】 100~500万円 【従業員数6~20人】 100~1,000万円 【従業員21人以上】 100~1,500万円	100~1,000万円 100~1,500万円 100~2,000万円 【従業員51人以上】 100~3,000万円	【従業員数5人以下】 100~2,000万円 【従業員数6~20人】 100~4,000万円 【従業員21~50人】 100~5,000万円 【従業員51人以上】 100~7,000万円 ※廃業を伴う場合は、廃業費を最大2,000万円上乗せ	中小企業等 【従業員数20人以下】 100~4,000万円 【従業員21~50人】 100~6,000万円 【従業員51人以上】 100~8,000万円 中堅企業等: 100~1億円	中小企業等 100万円~1億円 中堅企業等 100万円~1.5億円	成長枠・グリーン成長枠の補助金額上限に準じる	100万円~3,000万円	1,000万円~5億円 ※建物費を含まない場合、3億円		【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体 ※複数年度事業は対象外	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業は対象外			
補助率	1/2 (大幅な賃上げを行う場合2/3)	3/4	2/3 (従業員規模に依り、400、600、800、1,200万円までは3/4)	2/3	1/2 (大幅な賃上げを行う場合2/3)	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2			
対象者	中小企業、中堅企業 (大規模賃金引上げ:従業員数101人以上)									中小企業・大企業		中小企業・大企業			
申請	電子申請【GビズIDプライム必須】									WEB入力、申請書類印刷、郵送			WEB入力、申請書類印刷、郵送		
スケジュール	【11次公募】 《公募開始》8/10(木)より公募開始 《申請受付》調整中 《公募締切》令和5年10/6(金) 18:00まで 《公募採択発表》令和6年1月下旬~2月上旬頃予定									【1次公募】公募開始:3/27(月)~4/24(月) 交付決定:6/16(金)			【2次公募】公募開始:5/25(木)~6/30(金) 交付決定:8/31(木)		
補助事業実施期間	交付決定日~12か月以内(ただし、採択発表日から14か月後の日まで) ※グリーン成長枠は14ヶ月以内(採択発表日から16か月後の日まで)※サブライチエーション強化枠は28か月以内(採択発表日から30か月後の日まで)									1次公募、2次公募共に令和6年1月末日まで					
主な要件	①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を4%以上増加させること ②取り組む事業が、過去~今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること ③事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること(賃上げ要件)	①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を3%以上増加させること ②2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019~2021年と比較して10%以上減少していること ③2021年10月~2022年9月までの間で、3か月以上地域別最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員10%以上いること	①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を3%以上増加させること ②下記いずれかを満たすこと A. 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019~2021年と比較して10%以上減少していること B. 中小企業活性化協議会等から支援を受け、再生計画等を策定していること	①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を3%以上増加させること ②下記いずれかを満たすこと A. 過去~今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること B. 地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われることと見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること	①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を4%以上増加させること ②グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であり、1年以上の研究開発・技術開発、又は従業員数の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成を行うこと。 ③事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること(賃上げ要件)	①補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を5%以上増加させること ②グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であり、2年以上の研究開発・技術開発、又は従業員数の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成を行うこと。 ③事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること(賃上げ要件)	・補助事業終了後3~5年の間に、従業員数で最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること ⇒補助上限額が、成長枠・グリーン成長枠の補助上限額の2倍になる。(補助率は1/2、1/3) ※成長枠又はグリーン成長枠の補助対象経費と同一の建物や設備等を、卒業促進枠と成長枠又はグリーン成長枠の補助対象経費とする場合はできない	・補助事業終了後3~5年の間に、従業員数で最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること ⇒補助上限額が、成長枠・グリーン成長枠の補助上限額に等しいこと ⑨「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること	①国内回帰の取組であること ②補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均を5%以上増加させること ③取引先から国内での生産(増産)要請があること ④取り組む事業が、過去~今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること ⑤交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと ⑥事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること ⑦下記の要件を満たす事 A. DX推進指針を活用し、自己診断を実施。結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に提出 B. IPAが実施する『SECURITY ACTION』にて『★二つ星』を宣言を行っていること ⑧事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること(賃上げ要件) ⑨「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること	S I I が予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること ＜ユーティリティ設備＞ ①高効率空調 ②業務用給油機 ③高性能ボイラ ④低炭素コージェネレーション ⑤低炭素工業炉 ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵設備 ⑨産業用モータ ⑩省エネルギー制御設備 ＜生産設備＞ ①工作機械 ②プラスチック加工機械 ③プレス機械 ④印刷機械 ⑤ダイカストマシン	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果」により、原油換算ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業 ・投資回収年数が5年以上であること。 「エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場」と「中小企業等に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)のみなら長期計画等に記載されている指定設備または(E)MS機器を導入する事業であること。 ・経営当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kWh以上の事業であること ・導入した補助対象設備の1年間エネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。				
主な要件追加要素またはポイント	【大きく売上が減少しており業況が厳しい事業者に対する加算】 ① 2022年1月以降のいずれかの月の売上高が対2019~2021年の同月比で30%以上減少していること(又は、2022年1月以降のいずれかの月の付加価値額が、対2019~2021年の同月比で45%以上減少していること)。 ② 最低賃金枠申請事業者に対する加算 ③ 指定の要件を満たし、最低賃金枠に申請すること 【経済産業省が行うEBPMの取組への協力に対する加算】 ④ データに基づく政策効果検証・事業改善を進める観点から、経済産業省が行うEBPMの取組に対して、採否に関わらず、継続的な情報提供が見込まれるものであるか。 【パートナーシップ構築宣言を行っている事業者に対する加算】※成長枠、グリーン成長枠において ④ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp)が宣言を公表している事業者。(応募締切日時点) 【事業再生を行う者(以下「再生事業者」という。)に対する加算】 ⑤ 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会)等から支援を受けており、応募申請時において以下のいずれかに該当していること。 (1) 再生計画等を「策定中」の者 (2) 再生計画等を「策定済」かつ応 ※その他詳細の加算内容につきましては公募要領(p46~)をご覧ください 【補助率引上げ(成長枠・グリーン成長枠のみ対象)】 ・補助事業期間内に、給与支給総額を年率平均5%増加+事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引上げ ⇒補助率を2/3(中堅は1/2)に引上げ ・卒業促進枠または大規模賃金引上推進枠との同時申請により、補助金額の上乗せが可能。 【複数回採択について】 グリーン成長枠に加え、産業構造転換枠についても、一定の条件下で過去採択された事業者の再申請・採択を認める。									1. エネルギー政策関連 ・省エネ法定報告書等の情報を開示する枠組み(任意開示制度)の構築に伴い、任意開示制度の参画を宣言した特定事業者 2. 中小企業取組関連 ・中小企業等が行う省エネルギー事業 ・2019年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業 ・省エネ法上のベンチマーク改善に資することが認められる事業※企業が大企業の場合は除く。 ③経営当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kWh以上の事業であること ④導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業であること。			(C)と(D)の組み合わせ申請は、事業全体で以下すべてを満たす事業であること ①投資回収年数が5年以上であること ②「エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場」と「中小企業等に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画書等に記載されている事業であること。 ③経営当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kWh以上の事業であること ④導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業であること。		

# 令和5年度補助金一覧(2)

更新日2024.1.16

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金			
概要	革新性のある事業を計画する事業者に対し、その事業に必要な設備投資等を支援		
予算	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
申請窓口	中小企業団体中央会		
申請類型	省人化(オーダーメイド)枠	製品・サービス高付加価値化枠 通常類型 成長分野進出類型(DX・GX)	グローバル枠
補助金額上限額	従業員数5人以下：750万円(1,000万円) 6~20人：1,500万円(2,000万円) 21~50人：3,000万円(4,000万円) 51~99人：5,000万円(6,500万円) 100人以上：8,000万円(1億円) ※( )内は大幅賞上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合	従業員数5人以下：750万円(850万円) 6~20人：1,000万円(1,250万円) 21人以上：1,250万円(2,250万円)	従業員数5人以下：1,000万円(1,100万円) 6~20人：1,500万円(1,750万円) 21人以上：2,500万円(3,500万円)
補助率	中小企業 1/2※ 小規模・再生 2/3※ ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナウイルス回復加速化特例 2/3	2/3 中小企業 1/2 小規模 2/3
対象者	中小企業者、資本金10億円未満の「特定事業者」		
申請	電子申請 (GビズIDプライム必須)		
スケジュール	【17次公募】 ≪公募開始≫令和5年 12/27(水) 17:00 ≪申請受付≫令和6年 2/13(火) 17:00 ≪公募締切≫令和6年 3/1(金) 17:00 ≪公募採択発表≫令和6年5月中旬頃予定 ※17次締切の応募の応募する事業者は、18次締切の公募には応募できません。	※18次締切にて公募予定	
補助事業実施期間	令和6年12月10日まで※		
主な要件	【基本要件】 以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ①付加価値額年率平均3%以上向上 ②給与支給総額年率平均1.5%以上向上 ③最低賃金を地域別最低賃金+30円以上  【追加要件】 ① 3~5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して労働生産性が2倍以上となる事業計画を策定すること ②3~5年の事業計画期間内に、投資回収可能な事業計画を策定すること ③外部SIerを活用する場合、3~5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSIer間で締結することとし、SIerは必要な保守・メンテナンス体制を整備すること	※基本要件に加えて追加要件あり (詳細は追って公表される予定)	※基本要件に加えて追加要件あり (詳細は追って公表される予定)
審査基準	【審査科目】技術面/事業化面/政策面/大幅賞上げの取組等の妥当性  【大幅賞上げの取組の妥当性(大幅賞上げに係る補助上限額引上げの特例)】 基本要件に加え、以下の要件をすべて満たす3~5年で大幅な賞上げに取り組み事業者に対して補助上限金額を100万円~2,000万円上乗せ ①給与支給総額を年率平均1.5%以上増加に加え、更に年率4.5%以上(合計で年率6%)増加 ②事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+50円以上の水準とすることに加え、年額+50円増額 ③応募次に上記①、②の達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画の提出 →省人化(オーダーメイド)枠においては、上乗せ額を拡充し、最大2,000万円まで補助上限を引き上げる。		
主な要件加算要素	・成長性加算：有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者 ・政策加算：創業・第二創業後間もない事業者、パートナーシップ構築宣言 など計9項目 ・災害等加算：有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者 ・賞上げ加算等：給与支給総額の増加・事業場内最低賃金の水準、被用者保険の適用拡大の対象		

## 17次以降の公募内容

### 省人化(オーダーメイド)枠

人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

### 製品・サービス高付加価値化枠

#### 通常型

革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

#### 成長分野進出型

今後成長が見込まれる分野(DX・GX)に資する革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

### グローバル枠

海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※補助事業実施期間の期限が従前の扱いとは異なりますので、ご注意ください。17次公募及び次回(18次締切分)においても、補助事業実施の期限は最遅で令和6年12月10日までとなりますので、ご注意ください。